58年第4回都議会定例会での知事発言

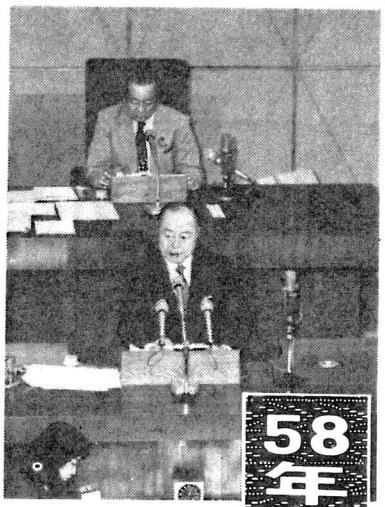

昭和五十八年第四回都議会定例会の開会にあたり、所信の一端を申し上げます。

三宅村の復興対策と小笠原村の災害復旧に全力を

はじめに、三宅島噴火災害のその後の状況について申し上げます。

被害状況や応急対策につきましては、先に招集した第三回臨時会において詳しくご報告いたしました。

私は、臨時会終了後直ちに、内閣総理大臣をはじめ関係各大臣及び衆議院災害対策特別委員会委員長を訪れ、激甚災害の指定と火山観測体制の充実を要請してまいりました。激甚災害の指定につきましては、現在、国において鋭意検討していただいておりますが、早期に、指定が受けられるものと期待しております。

各方面のご協力によって応急対策が軌道に乗ったところで、復興対策をより強力に推進するため、「災害対策本部」を「復興対策推進本部」に切り替え、応援職員を長期的に派遣するなど体制の強化を図りました。

被災地の復旧は着々と進んでおります。

冬を前にして、最も急がれておりました応急仮設住宅は、必要な三百四十戸の建設を終え、今月末までには、避難されていた方々がすべて入居できることとなり、安堵しております。

三宅村の今後の大きな課題は、阿古地域に新しい居住地区をつくることと、観光をはじめ農林水産業など産業の復興を図ることであります。

都といたしましては、三宅村の復興対策を全面的に支援し、村と協力して島の再生に全力を尽くしたいと考えております。

この度の災害には、都内の約百四十万人にのぼる小・中学生をはじめ、都民や全国の皆様、更には外国からも数多くのお見舞いを頂きました。三宅村に寄せられた善意は、十一月二十二日現在で、義援金七億四千九百万余円、義援物資六万二千七百十件にのぼっております。

都民をはじめ全国からの暖かい励ましとお見舞いに対して、改めて厚くお礼を申し上げる次第であります。

ところで、去る七日未明、台風十七号が小笠原諸島を襲い、住民に重傷者を出したほか、農林水産物などに総額で約十三億九千万円の被害が発生しました。

被害を受けられた方々に、都民を代表して、心からお見舞いを申し上げます。

都では、直ちに災害救助法を適用いたしました。また、被災住民に対しては、生活再建の相談に応ずるための窓口を開設したほか、災害復旧や農業経営に必要な資金などを緊急に融資することといたしました。

今後とも、小笠原村と協力して、災害復旧に努力してまいりたいと考えております。

都市と都市、市民と市民との交流で信頼と友情を

次に、国際交流について申し上げます。

去る十月二十七日から一週間にわたり、私は、北京市の招待で中国を訪問してまいりました。

東京都と北京市は、昭和五十四年に友好都市の提携をして以来、文化、経済、教育、医療、都市問題など広範な分野にわたって交流を重ね、数多くの成果を挙げてきております。

来年は、友好都市関係が結成されてから五周年になります。これを機会に、両都市の友好を更に発展させるため、陳希同北京市長との間で来年度の交流事業と五周年記念事業を取り決めてまいりました。衛生行政・保健・医療をはじめ、教育、農業などの視察団の相互交流、都議会友好代表団の北京訪問や東京・北京・ニューヨーク少年野球大会の東京開催などであります。

また、東京都の友好都市であるパリ市のシラク市長も、来年秋には東京を訪問したい旨の意向を明らかにされております。都としても、同市長の来訪を機に、パリ市と共同して、「パリ週間」を開催し、各種の記念行事を行いたいと考えております。

先週、私は、広島市で開催された「第十七回日米市長及び商工会議所会頭会議」に、日本側会長として出席いたしました。

会議には、日米両国の三十九都市、三十六会議所から約三百八十名が参加して、「人間性豊かな都市環境の創造」をメインテーマに、国際交流のあり方や、都市の発展と産業の役割、望ましい日米経済関係、都市における景観や人間的なまちづくりなどについて、真摯で且つ熱心な話し合いが行われました。人類史上初めて原爆の被害を受けた広島の地で開催された今回の会議において、参加各都市の代表が日米親善を深め、世界の恒久平和のために努力する誓いを新たにしたことは大きな成果であったと考えます。

このように、都市間レベルでの交流を深めていくことは勿論重要でありますが、同時に、私は、省や州のレベルにおいても友好関係を深めることが大切であると考えます。私は、先月、日米知事会議の日本側知事団長として渡米し、各州の知事と親しく意見を交換してまいりました。また、ブッシュ副大統領やブロック通商代表など政府関係者ともお会いし、日米間の諸問題について率直に話し合いました。

先頃、オーストラリア・ニューサウスウエールズ州のラン首相が都庁を訪問され、都と友好関係を結ぶことを強く要望されました。私もかねてから、

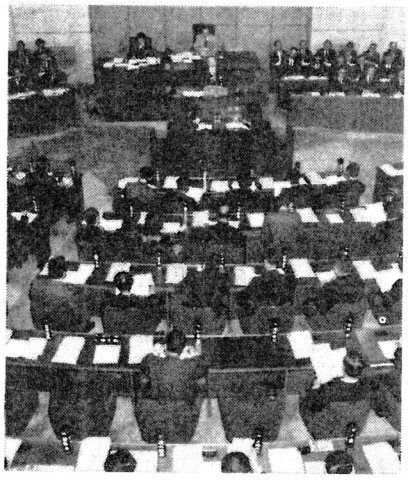

ウン東京の実現に積極的に取り組んでまいりました。

この度の総合実施計画は、昭和五十八年度からの三か年について、この長期計画の着実な推進を図ることを目的とした計画であります。

策定にあたっては、都民の関心が高く、緊急の対応が求められている六つの課題について、特に積極的に対応することとし、財源配分を手厚くするなど配慮いたしました。即ち、防災・多心型都市の形成、高齢化社会への対応と豊かな福祉、中小企業の振興、青少年の健全育成、水と緑のネットワークの形成、それに、文化、スポーツ・レクリエーションの振興であります。

計画事業数は百五十八事業、総事業費は約三兆二千六百億円であります。

また、計画では、長期計画の地域像に基づいて、都内を十三ブロックに分け、地域の課題と三か年の主要施策を明らかにしております。

この総合実施計画の策定によって、マイタウン東京構想は、その実現に向けて更に大きく前進することができたと考えます。

今年は、杉並と光が丘の二つの清掃工場が本格的に稼動したほか、失明者更生館、多摩ニュータウン市場、有明テニスの森公園、産業貿易センターなどを開設いたしました。また、都営地下鉄十号線も年内には東大島から船堀までの区間が開通する予定であります。更に、江戸川区船堀、杉並区蚕糸試験場跡地、多摩市聖ケ丘の三か所において地区計画の決定をみ、住民自らの手づくりによるまちづくりがその第一歩を踏み出しました。ニューヨークの東京都中小企業海外共同事務所もオープンしました。私は、日米知事会議の帰途、同事務所に立ち寄りましたが、現地でも大変好評をもって迎えられておりました。この事務所が、今後、中小企業の振興に大きな役割を果たすことを期待しております。

総力を挙げて長期計画を推進、信頼される都政を

申すまでもなく、私の二期目の課題はマイタウン東京の実現に全力を尽くすことであります。

二十一世紀に向かってマイタウン東京を実現していくには、都財政が健全化したとは申せ、更に、地道な辛抱強い努力の積み重ねが必要であります。

私は、都民の皆様と手を携え、区市町村や国など各方面のご協力を頂きながら、誰もが「住みたい」「住んでよかった」と言える東京を一日も早く実現するため、都の総力を挙げて長期計画を推進し、真に都民に信頼される都政を築いてまいる決意であります。

都議会及び都民の皆様の、より一層のご協力、ご支援をお願いいたします。

今定例会には、「東京都都税条例の一部を改正する条例」をはじめ条例案三件、契約案五件、事件案二件、合計十件を提案しております。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

以上をもって、私の発言を終わります。

論壇

職員の文化意識

田村明（法政大学法学部教授）

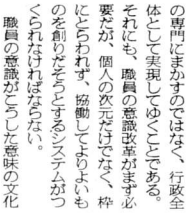

昨今ようやく自治体行政のなかで、文化の問題が活発に取り上げられるようになった。戦後の文化国家建設が、経済成長によって姿を消してしまったことを考えると、文化の復権は歓迎すべきものであろう。とくに、文化行政を、従来からの狭い意味の文化財、芸術文化に限定せず、広く市民の文化活動、地域文化の振興から、個性的で潤いのある魅力的な都市づくりにまで広がっており、教育委員会レベルから知事、市長部局レベルへ展開していったことも大きな進歩である。

このような意味の文化の問題を行政が扱うには、固定的、硬直的な行政体質を変えてゆかなくてはならない。そこに「行政の文化化」という新語も登場した。文化行政は、行政全体の文化性の向上、お役所仕事からの脱皮を求めているのである。

しかし、このような流れのなかでも「文化」という言葉の脆弱さや、ひ弱さを感じないでもない。行政にとって文化はなじみにくい一面をもっているように見える。そこで、文化が抽象的、観念的次元のキャッチフレーズにとどまっていたり、具体的次元になると、美術館、博物館建設にせばめられている。もちろん、最近は規模はそう大きくなくても、特色をもった美術館、博物館、資料館、記念館などが各地に生まれている。それは、これまでの欠落していた面を補う十分の意味をもっている。しかし、それだけでは、経済の窮迫のなかで、やがて文化はぜいたくだ、無駄という声に押しつぶされてしまうかもしれない。もっと深く文化は市民のなかに、そして職員の意識のなかに滲透させなくてはならない。

今日、行政が文化を取り上げる基本的な課題としては、第一に、たんなるモノづくりでなく、モノや行政サービスのなかにも、定量化できない質やココロを求めようというものである。それはこれまでの行政に欠落していた重要な部分であり、職員意識が、こうした価値の再認識へ向かう必要がある。法令や前例だけに拘束されず、何が最も望ましいことかを積極的に、柔軟な創造性をもって切り開いてゆくことである。それには、一人ひとりの職員が市民としての文化性をもつことに始まるだろう。行政を市民文化のレベルから見直す自由な職員の意識が必要である。

第二には、自治体行政自体をタテ割りから総合的なものに変えてゆくことである。文化を文化担当局だけの専門にまかすのではなく、行政全体として実現してゆくことである。それにも、職員の意識改革がまず必要だが、個人の次元だけでなく、枠にとらわれず、協働してよりよいものを創りだそうとするシステムがつくられなければならない。

職員の意識がこうした意味の文化性をもち、行政システムが、総合的、能動的に作動するようになれば、もはや「文化」という言葉が敢えて用いられる必要はない。「文化」が字句でなく、職員の心に定着するのが最終の姿なのである。

（たむら・あきら）